

第8期定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく

書面交付請求による交付書面に記載しない事項

■事業報告

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

株式会社JDSC

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

		第1回新株予約権
決議年月日		2019年2月18日
新株予約権の数（個）		1,444 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）		普通株式 1,010,800 （注） 1、 7
新株予約権の行使時の払込金額（円）		72 （注） 2、 7
新株予約権の行使期間		自 2019年2月20日 至 2029年2月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）		発行価格 72 資本組入額 36 （注） 7
新株予約権の行使の条件		（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項		本新株予約権の譲渡については、当社株主総会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		（注） 5
役員の保有状況	新株予約権の数	93個
	目的となる株式数	65,100株
	保有人数	取締役（社外取締役を除く） 2名

（注） 1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} \\ + \\ \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」といいます。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 2. において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、2. において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、2. において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が2. において定められた行使価額を下回ったとき。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問及び業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社代表取締役が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役の決定）がなされた場合は、当社は、当社代表取締役が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑦ その他新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件
上記4. に準じて決定する。
 - ⑨ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社の代表取締役社長である加藤聡志は、当社の現在及び将来の当社及び当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者（以下、「受益候補者」といいます。）に対するインセンティブプランとして、2019年2月18日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年2月19日付で税理士金井正義を受託者として「時価発行新株予約権信託®」（以下、「本信託（第1回新株予約権）」）と定めており、当社は本信託（第1回新株予約権）に対して、会社法に基づき2019年2月20日に第1回新株予約権（2019年2月18日開催臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（新株予約権）は、受益候補者に対して、将来の功績に応じて、税理士金井正義に付与した第1回新株予約権1,444個（当事業年度の末日現在は1個当たり700株相当）を分配するものです。既存の新株予約権を用いたインセンティブプランと異なり、受益候補者に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された受益候補者に対しても、新株予約権の分配を可能とするものでもあります。第1回新株予約権の分配を受けた者は、当該第1回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第1回新株予約権）はA01及びA02の2つの契約により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。なお、2025年3月19日付で当社の役職員等に対して1,444個のうち1,444個が交付されております。

名称	時価発行新株予約権信託®
委託者	加藤 聡志
受託者	金井 正義
受益者	受益候補者の中から、本信託（第1回新株予約権）に係る信託契約の規定に基づき、当社が受益者として指定した者を受益者とします。
信託契約日 （信託期間開始日）	2019年2月19日
信託の種類と新株予約権数	A01：1,083個 A02：361個
交付日	A01：当社株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場した日から一年が経過した日 A02：当社株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場した日から三年が経過した日
信託の目的	A01：第1回新株予約権1,083個 A02：第1回新株予約権361個

7. 2021年8月19日開催の取締役会決議により、2021年9月29日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 個人情報については、法令及び「個人情報保護管理規程」に基づき、厳重に管理します。また、管理に必要なセキュリティインフラの整備も行います。個人情報以外の情報についても、その内容に応じて個人情報と同等に取扱い、必要な管理体制を確立しています。
- ロ. 文書については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理します。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社では損失の危険に関して、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、当社の事業運営に支障となるリスクやコンプライアンス上の課題を管理・評価する体制としております。
- ロ. 「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点における重要な事項について審議を行い、必要に応じてその結果を取締役に報告する体制としています。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- イ. 取締役会は原則として月1回開催するほか、迅速な意思決定を必要とする場合においては臨時取締役会を開催しています。
- ロ. 「取締役会規程」「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図っております。
- ハ. 執行役員を配置し、意思決定に必要な情報を効率的に収集できる体制としています。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 法令、定款、社内規程の遵守を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び従業員に対して必要な啓蒙活動、教育活動を推進します。
- ロ. 「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務執行に関する社内規程を整備し、取締役及び従業員は定められた社内規程に沿って職務執行にあたります。
- ハ. 内部監査担当を配置し、「内部監査規程」に基づき業務運営、財産管理、法令・社内規程の遵守状況に関する監査を実施します。また、その結果を代表取締役に報告し、監査役にも共有します。
- ニ. 内部通報制度に関して「内部通報規程」を定め、通報窓口を設けています。法令及びその他コンプライアンス違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めます。
- ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても金銭その他経済的利益を提供しないことを方針としており、「反社会的勢力対策規程」を定め不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役または監査役として当社役職員を派遣して子会社の業務執行状況を管理・監督するとともに、子会社の取締役及び使用人は必要に応じて当社の重要会議に出席して事業進捗状況や重要事項について定期的に報告を行います。当社グループ全体として重要な事項については、当社の取締役会での事前審議または報告を行います。
- ロ. 子会社の事業内容や規模等に応じて、当社の社内規定に準じた社内規定を制定し、子会社の危険管理体制、子会社の取締役等の職務執行の効率性確保体制、子会社の取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款の順守体制を整備します。
- ハ. 内部監査実施者は、必要に応じて「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役へ報告します。
- ニ. 監査役会は、当社の取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告または説明を受け、必要に応じて子会社に対して事業の報告を求め、または子会社の業務及び財産の状況を調査します。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合、当社は監査役の補助者を従業員の中から選び、配置することができることとします。
- ⑦ 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の補助者に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の許可を得ることとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 監査役は取締役会に出席し、また経営会議等の重要な会議に出席できるものとします。
ロ. 監査役会において、内部監査担当から内部監査結果などの情報交換を行うものとします。
ハ. 「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にいたします。また、監査役への報告についても、同様の取扱いとします。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用を、当社に請求することができるものとしています。また、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに会社が支払うものとします。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行い、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役が監査を通じて気付いた重要な点や監査の実効性を高めるための要望等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めています。
ロ. 内部監査担当及び監査法人と定期的に情報交換を行い、相互連携を図ります。
ハ. 稟議書等の社内の重要な文書を閲覧する権限を有し、必要に応じて取締役または従業員から説明を求めるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、2023年5月にISMS認証を取得し、管理体制の更なる向上に努めております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、四半期ごとにコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、コンプライアンス体制の更なる向上や、ビジネスリスクの洗い出しとその対応に努めております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について、当社では法令、定款、社内規程を遵守し職務執行を行っておりますが、さらにこれらが遵守されているかを法務や経理といった間接部門が日々確認し、加えて内部監査が定期的に監査を実施することで、より強固な体制となるよう努めております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。しかしながら、株主の皆様に対する利益還元については経営の重要課題の一つと位置付けておりますので、将来的には、経営成績、財政状態、事業計画の達成状況等を勘案しながら、株主の皆様への利益配当を検討していく方針であります。配当の実施の可能性及びその実現時期等については、未定であります。なお、内部留保資金については、長期的かつ安定した成長発展のための事業展開・設備投資・研究開発等に活用していく予定であります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。また、剰余金の配当を行う場合、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年7月 1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	13,109	4,127,528	△81,303	△274,998	3,784,335
当連結会計年度変動額					
新株の発行	1,004,552	1,004,552			2,009,104
減資	△1,006,967	1,006,967			－
親会社株主に帰属する当期純利益			809,482		809,482
自己株式の取得				△1,278	△1,278
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	△2,415	2,011,519	809,482	△1,278	2,817,308
当連結会計年度末残高	10,693	6,139,047	728,179	△276,277	6,601,643

	新株予約権	非支配株主分 持	純資産合計
当連結会計年度期首残高	745	115,471	3,900,552
当連結会計年度変動額			
新株の発行			2,009,104
減資			－
親会社株主に帰属する当期純利益			809,482
自己株式の取得			△1,278
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△242	39,978	39,736
当連結会計年度変動額合計	△242	39,978	2,857,044
当連結会計年度末残高	503	155,449	6,757,597

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社ファイナンス・プロデュース、メールカスタマーセンター株式会社、MCC Logistics株式会社

当連結会計年度より、新たに設立したMCC Logistics株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

該当事項はありません。

なお、当連結会計年度において、持分法適用関連会社であったseawise株式会社の全株式を売却したため、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～30年
工具、器具及び備品	4年～10年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん	20年
顧客関連資産	20年
ソフトウェア	5年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. AIソリューション事業

当社グループのAIソリューション事業は主として、共同研究開発や初期導入フェーズにおける課題特定や全社戦略策定の支援、PoCの実施、AIアルゴリズムの構築及びシステム実装等の準委任型の役務提供を通じたフロー型（非継続）の収益と、サービス利用料やコンソーシアム会費等のストック型（継続）の収益を得ており、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、フロー型（非継続）の収益は、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。ストック型（継続）は、主としてサービス利用料等であり一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約条件に基づいて毎月収益認識を行っております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. フィナンシャル・アドバイザー事業

当社グループのフィナンシャル・アドバイザー事業は、主として企業買収や資金調達などのファイナンス領域に関するアドバイザー業務であり、その収益は当該アドバイザー業務に係る固定報酬であるリテナーフィーと成功報酬から構成されております。

リテナーフィーについては、顧客にファイナンス領域に関する専門的な助言を受けられる環境を提供する義務を負っております。当該義務は、契約期間の経過とともにその履行義務が充足されるため、契約期間で収益認識しております。

成功報酬については、契約書に定められた、顧客の資金調達の実行や合併・買収を含む資本提携等までのサービス提供を行う義務を負っております。顧客の資金調達の実行や合併・買収を含む資本提携等の実行が確実であると客観的に判断できる時点で、収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ハ. マーケティング支援事業

当社グループのマーケティング支援事業は、主としてダイレクトメールの企画、制作、発送代行等の業務であり、その収益は顧客企業または代理店からの業務委託契約によるものであります。

ダイレクトメールの発送代行業務については、制作または顧客から受領した発送物・発送データを配送業者に提出し引き渡した時点で履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

⑥ 繰延資産の処理方法

株式交付費及び創立費は、支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん及び顧客関連資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	577,933千円
顧客関連資産	1,086,750千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの当連結会計年度末の連結計算書類に計上されているのれん及び顧客関連資産は、当社の連結子会社であるメールカスタマーセンター株式会社を取得した際に発生したものであり、取得時点での対象会社の将来の事業計画等に基づいて回収可能性を検討し、計上しております。将来の事業計画については、マーケティング支援事業における売上高、営業利益率などの見積りにより構成されており、既存顧客からの継続的な受注や新規顧客の獲得、効率化のための施策により利益率改善などの重要な仮定に基づいて算定しております。

回収可能性の判断にあたっては、グループ会社における継続した営業損失の発生、経営環境の著しい悪化、事業計画からの大幅な乖離等の有無をもとに減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を認識した場合には、残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判断しております。減損損失の認識が必要と判断された場合、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

当連結会計年度においては、のれん及び顧客関連資産について相対的に多額、かつダイレクトメールの発送費用に関して日本郵便株式会社とのゆうメール運送業務委託契約の改訂等に伴い、当初想定していた事業計画の営業利益を実績の営業利益が下回っていることから、減損の兆候を識別し、減損の認識を検討した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、のれん及び顧客関連資産の帳簿価額を上回ることから、減損損失の認識は不要と判断しました。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、グループ会社の事業計画や経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	186,495千円
--------	-----------

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは繰延税金資産について、将来事業年度の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上を行っております。

繰延税金資産の計上額は、グループ各社における翌事業年度の事業計画や中期経営計画の税引前利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールリングの結果により算定しております。

当該見積り及び仮定について、今後の経営環境の変化等によって見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

当社の借入金1,131,680千円を担保するために、連結上相殺されている関係会社株式2,225,600千円を担保に供しております。

(2) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の残高	600,000千円
借入実行残高	－
差引額	600,000千円

(3) 受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	15,676千円
売掛金	2,719,963千円
契約資産	220,375千円

4. 連結損益計算書に関する注記

関係会社株式売却益

当連結会計年度において、当社の持分法適用関連会社であったseawise株式会社の全株式を売却したことに伴い、関係会社株式売却益を特別利益に計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	16,181,100株
------	-------------

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	388,590株
------	----------

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	242,200株
------	----------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金及び設備投資資金については、自己資金及び銀行借入による方針であります。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金については、主にオフィスの賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資事業組合への出資であり、投資先の事業リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等はそのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に2024年6月期に取得したメールカスタマーセンター株式会社の株式取得に関する資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの与信限度額設定や与信限度額の定期的な見直しを行い、月単位で回収期日や残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期発見や軽減を図っております。

ロ. 流動性リスク（支払期限に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社経理部門が月次単位での支払い予定を把握するとともに、手許流動性を維持すること等により、管理しております。

ハ. 事業リスク（投資先の事業に係るリスク）の管理

定期的に投資事業組合の財政状態を把握しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。「長期借入金（1年内返済予定分含む）」については、変動金利による借入であり、市場金利を反映していること及び当社の信用状態は実行後大きく変化していないため時価が帳簿価額に近似していると考えられ、時価との差額に重要性がないことから記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金 及 び 保 証 金	142,705千円	111,002千円	△31,702千円

(注) 市場価格のない株式等は、市場価格がないことから、上表に含めておりません。また、組合出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりませんので、上表に含めておりません。なお、これらの金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度
投資事業有限責任組合への出資金	186,877千円
非上場株式	3,258千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金 及 び 保 証 金	－千円	111,002千円	－千円	111,002千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	418円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	53円26銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式譲渡による連結子会社の異動)

当社は、2026年8月14日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の連結子会社であるメールカスタマーセンター株式会社（以下「MCC」といいます。）の全株式を、ラクスル株式会社（以下「ラクスル」といいます。）に譲渡すること（以下「本件株式譲渡」といいます。）を決議し、株式譲渡契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件株式譲渡は、2026年9月28日に予定されている第8期定時株主総会決議で可決承認されることを条件に実行されます。本件株式譲渡に伴い、MCCは当社の連結子会社から除外されることになり、また2027年6月期において、関係会社株式売却益として特別利益を計上する予定です。

(1). 本件株式譲渡の理由

当社グループは、「UPGRADE JAPAN」をミッションとして掲げ、「産業の価値源泉に深く入り込み、その潜在力をデータ・AI・テクノロジーで解き放つ。」というビジョンを実現すべく、現場と知をつなぐ“産業の改革者”としてAIエージェントやデータサイエンスを核に日本の基幹産業の改革を進め、最先端のAI技術を社会に実装することを目指しております。

当社は、2023年10月にMCCを完全子会社化し、マーケティングを活用した事業変革やグループ内でのクロスセルの取り組みを進めてまいりました。その結果、2025年4月の郵便料金の改訂に伴う一時的な取引量の減少による減収の影響はありましたが、既存顧客の平均粗利率約3%に対して、直近1年の新規獲得顧客の平均粗利率は8%超に改善するなど高付加価値商材の拡大にも注力し、また将来の収益改善につながる事業構造の変革についても一定の成果をあげてまいりました。

当社グループを取り巻く環境としては、各産業における企業のAI投資が急拡大しているなか、AIエージェント開発を中心としたAX（AI Transformation）やAIが現実世界の動きを認識して最適な行動を起こす「フィジカルAI」といった領域が成長分野として注目されており、当社においても自社のAIソリューションを活用したDX/AI導入の支援や新たなAIエージェント開発など最先端AI技術の活用・実装支援に関する引き合いが高まっているなかで、今後も見込まれる急速な需要増加に対応していくために、当社グループとして経営資源を適切に配分し、グループの事業ポートフォリオの最適化に向けた検討を続けてまいりました。

その中で、新たな株主候補としてラクスルとの交渉を重ねてきた結果、当社グループとして経済的合理性のある取引であり、且つMCCとしてもラクスルグループのプラットフォームのもとでダイレクトメール配送体制を整備させることが今後の事業価値向上につながると判断したことから、両社の合意に至り株式を譲渡することといたしました。

(2). 異動する子会社（メールカスタマーセンター株式会社）の概要

①	名 称	メールカスタマーセンター株式会社		
②	所 在 地	東京都中央区築地七丁目2番1号		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 太田 淳一郎		
④	事 業 内 容	ダイレクトメールの発送代行業		
⑤	資 本 金	2億2,380万円		
⑥	設 立 年 月 日	平成11年（1999年）7月2日		
⑦	大株主及び持株比率	株式会社JDSC（持株比率100%）		
⑧	上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	議決権の100%を保有しております。	
		人 的 関 係	当該会社に役員を派遣しております。	
		取 引 関 係	取引関係はございません。	
⑨	当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2024年6月期	2025年6月期	2026年6月期
	純 資 産	802百万円	812百万円	865百万円
	総 資 産	2,738百万円	2,550百万円	2,624百万円
	1株当たり純資産	8,021,317円	8,120,086円	8,650,532円
	売 上 高	14,397百万円	19,873百万円	17,847百万円
	営 業 利 益	179百万円	143百万円	100百万円
	経 常 利 益	179百万円	122百万円	102百万円
	当 期 純 利 益	119百万円	9百万円	53百万円
	1株当たり当期純利益	1,195,079円	98,769円	530,445円
	1株当たり配当金	-円	-円	-円

(3). 本件株式譲渡の相手先の概要

①	名 称	ラクスル株式会社	
②	所 在 地	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ 森JPタワー 19階	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 グループCEO 永見 世央	
④	事 業 内 容	印刷・集客支援のプラットフォーム「ラクスル」の運営	
⑤	資 本 金	4,736百万円	
⑥	設 立 年 月 日	2009年9月1日	
⑦	純 資 産	20,206百万円	
⑧	総 資 産	47,591百万円	
⑨	大株主及び持株比率	松本 恭攝 18.35%、MSIP CLIENT SECURITIES 9.88%、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 7.44% 他	
⑩	上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。
		人 的 関 係	該当事項はありません。
		取 引 関 係	該当事項はありません。
		関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。

(4). 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

①	異動前の所有株式数	A種類株式100株 (議決権の数：100個) (議決権所有割合：100%)
②	譲 渡 株 式 数	A種類株式100株 (議決権の数：100個)
③	譲 渡 価 額	2,700百万円
④	異動後の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%)

(5). 日程

①	取締役会決議日	2026年8月14日
②	契約締結日	2026年8月14日
③	株主総会決議日	2026年9月28日（予定）
④	株式譲渡実行日※	2026年10月1日（予定）

※株式譲渡実行日は、国内外の競争法当局によるクリアランスその他の法令上必要となる関係当局の許認可等の状況により変更される可能性があります。

(6). 今後の見通し

本件株式譲渡に伴い、2027年6月期第2四半期より、MCCは当社の連結子会社から除外されることとなります。また本件の株式譲渡に伴い、2027年6月期の連結決算において関係会社株式売却益約4.5億円が特別利益に計上され、個別決算において関係会社株式売却益約4.1億円が特別利益に計上される予定です。

当該特別利益の額は概算であり、変動する可能性があります。

(有償ストック・オプション（新株予約権）の発行)

当社は、2026年8月25日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

(1). 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役の意欲及び士気をより一層向上させ、企業価値向上へのコミットメント及び当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

本新株予約権には、「(2). 発行の概要 (7) 新株予約権の行使の条件 ①」に定めるとおり、当社の業績（調整後営業利益）及び時価総額において、同項に定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものです。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数15,775,066株に対して4.3%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

(2). 発行の概要

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 3名 6,783個
(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額

	の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
(3) 新株予約権の総数	6,783個
(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	本新株予約権1個あたりの発行価額は、800円とする。 なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金1,055円とする。 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
(6) 新株予約権の	

権 利 行 使 期 間	本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年10月1日から2036年9月9日までとする。
(7) 新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記(a)から(d)の各号に掲げる条件を充たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下「行使可能割合」といい、当該各号に掲げる条件のうち複数の条件を満たす場合には当該割合のうち最も大きい割合とする。）を乗じて得られる個数を限度として行使することができる。なお、行使可能となる新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合においては、これを切り捨てるものとする。 (a) 2028年6月期において、調整後営業利益が12.5億円を超過し、かつ、時価総額が一度でも200億円を超過した場合：行使可能割合25% (b) 2028年6月期から2031年6月期までのいずれかの期において、調整後営業利益が18億円を超過し、かつ、時価総額が一度でも300億円を超過した場合：行使可能割合50% (c) 2028年6月期から2031年6月期までのいずれかの期において、調整後営業利益が30億円を超過し、かつ、時価総額が一度でも400億円を超過した場合：行使可能割合75% (d) 2028年6月期から2031年6月期までのいずれかの期において、調整後営業利益が40億円を超過し、かつ、時価総額が一度でも500億円を超過した場合：行使可能割合100% 上記調整後営業利益は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益に、M&Aに関連する株式取得・売却関連費用（連結損益計算書の販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額として注記された金額を含む）及び本新株予約権にかかる株式報酬費用を加算した額とする。なお、調整後営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。ただし、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、時価総額は東京証券取引所における当社普通株式の終値に発行済株式総数を乗じて求めた金額とする。

	② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(9) 新株予約権の取得の事由及び取得条件	① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
(10) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定

	めた場合に限るものとする。 ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（１１）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。 ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記（６）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（６）に定める行使期間の末日までとする。 ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（８）に準じて決定する。 ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 ⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記（７）に準じて決定する。 ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記（９）に準じて決定する。 ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
(12) 新株予約権の割当日	2026年9月10日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の払込期日	2026年9月10日

10. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	13,109	2,378,438	1,749,089	4,127,528	△28,450	△28,450
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	1,004,552	1,004,552		1,004,552		
減 資	△1,006,967		1,006,967	1,006,967		
当 期 純 利 益					716,472	716,472
自 己 株 式 の 取 得						
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	△2,415	1,004,552	1,006,967	2,011,519	716,472	716,472
当 期 末 残 高	10,693	3,382,990	2,756,056	6,139,047	688,022	688,022

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△274,998	3,837,188	745	3,837,934
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		2,009,104		2,009,104
減 資		—		—
当 期 純 利 益		716,472		716,472
自 己 株 式 の 取 得	△1,278	△1,278		△1,278
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△242	△242
当 期 変 動 額 合 計	△1,278	2,724,298	△242	2,724,056
当 期 末 残 高	△276,277	6,561,487	503	6,561,990

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～30年

工具、器具及び備品 4年～10年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は主として、共同研究開発や初期導入フェーズにおける課題特定や全社戦略策定の支援、PoCの実施、AIアルゴリズムの構築及びシステム実装等の準委任型の役務提供を通じたフロー型（非継続）の収益と、サービス利用料やコンソーシアム会費等のストック型（継続）の収益を得ており、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、フロー型（非継続）の収益は、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、

履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。ストック型（継続）は、主としてサービス利用料等であり一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約条件に基づいて毎月収益認識を行っております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	2,293,427千円
--------	-------------

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等は取得価額をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な論拠によって裏付けられている場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として認識しております。

(2) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	156,795千円
--------	-----------

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は繰延税金資産について、将来事業年度の課税所得を合理的に見積み、回収可能性を判断した上で計上を行っております。

繰延税金資産の計上額は、翌事業年度の事業計画や中期経営計画の税引前利益を基に課税所得を見積み、将来の回収スケジュールリングの結果により算定しております。当該見積り及び仮定について、今後の経営環境の変化等によって見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

「連結注記表 3.連結貸借対照表に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 当座貸越契約

「連結注記表 3.連結貸借対照表に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	5,603千円
--------	---------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高	2,400千円
-----	---------

売上原価	400千円
------	-------

営業取引以外の取引高	2,227千円
------------	---------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	388,590株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	11,285千円
賞与引当金	7,204千円
未払事業税	16,831千円
未払費用	910千円
支払報酬	9,495千円
関係会社株式評価損	60,291千円
繰越税額控除	243,106千円
資産除去債務	10,111千円
繰延税金資産小計	359,237千円
評価性引当額	99,325千円
評価性引当額小計	99,325千円
繰延税金資産合計	259,911千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	7,998千円
投資事業組合運用益	95,117千円
繰延税金負債合計	103,116千円
繰延税金資産の純額	156,795千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引の金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	メールカスタマーセンター株式会社	所有 直接100%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	1,131,680	－	－

（注）当社は、銀行借入に対してメールカスタマーセンター株式会社より債務保証を受けております。なお、借入に対する債務被保証の取引金額は当事業年度末の借入金残高を記載しております。また、債務保証料の支払いは行っておりません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 415円48銭

(2) 1株当たり当期純利益 47円14銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（株式譲渡による連結子会社の異動）

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

（有償ストック・オプション（新株予約権）の発行）

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。